令和３年度第３回 品川区障害者差別解消支援地域協議会

# 5.障害者差別解消支援地域協議会における相談事例の共有のとりまとめ結果

|  |  |
| --- | --- |
| **№** | **内　容** |
| １ | 区の合理的配慮に取り組んでいるなかで、本件のように現場対応に要望が出たことに対し、その要因はどこにあったのか、その見解や分析があればと思いました。 |
| ２ | 「合理的配慮」とは、「過重な負担とならない範囲での個別対応」であるともいえる。一般的な「個別対応はできない」という発言を、すまいるスクールの担当者が行っている場合は、差別解消法の基本的な理念の理解や合理的配慮の方法について、すまいるスクールを支援する仕組みがないことが懸念される。すまいるスクールの担当者に対して、理念共有と具体的対応方法の助言を行う研修や担当者支援の枠組みが必要と考えられる。区内特別支援学校のセンター的機能と接続するなど、区による実効的な働きかけが期待される。 |
| ３ | 「個別対応ができない」とか「特別扱いはできない」といったセリフは、障害児を健常といわれる子どもたちの集団に入れた、または入れようとした時に、保護者は何回も言われる。翻して「トイレに行けない時は手伝ってください」と健常児の保護者から言われたら、同じように答えるのだろうか。障害児だから、手がかかるから、大変だから、と、まずは「特別な支援はできない」とはじめから拒否するのは、残念ながら教育の現場にはよくあることだと思う。子ども支援部会で、校長会・園長会・すまいるスクール運営事業者等に、今後も定期的に「障害者差別解消法」はじめ、「障害者権利条約」「子どもの権利条約」等におけるインクルーシブな考え方を周知・啓蒙してもらいたい。また、相談者への回答が障害福祉課からしたとあるが、直接すまいるスクールを運営する所管課からすべきだと思う。 |
| ４ | この事例は結局「すまいるスクール」の利用をあきらめたのでしょうか。相談者と所管課との理解にズレがあるように思いますがそのズレを解消するような丁寧なやりとりが必要だと考えますが、回答（文書）だけでよいのか。H29以降改善されているのであれば、良いと思います。 |
| ５ | 当事者の問いかけやお願い、意見などを受けるスタッフとしては、対応が難しい場合が多いと思いますが、とにかく当事者は何を求めているか、どんな気持ちなのか、など当事者の立場に一瞬でも立ち戻って考えることが必要かと思います。 |
| ６ | 相談内容と区の対応にくい違いがある印象。申出者からの応答を待ちたい。 |
| ７ | 頂いた資料の内容だけでは、様子がよくわからず、事例への意見は控えます。 |
| ８ | 事例が簡略化しすぎていて、どう考えて良いのかわかりませんでした。 |
| ９ | 相談事例がほとんどないのは良いことなのですが、それが相談する場があるのをご存じないことにより少ないのならそれは問題です。リーフレットも一新し、その行方も気になります。ただ図書館などに設置だけではなく、他の手立てもご検討いただければと思います。 |
| 10 | ハンドブックが有効に活用され、広く浸透してほしいです。区民等に向けてどのような周知や活用を予定しているのか教えていただきたいです。 |
| 11 | 障害者相談員をさせて頂いてますが、障害者本人からの電話で相談というよりは、こぼし話や知的障害者に対してのわる口など、長々とひがみ的な相談に、顔が見えないだけに私の方が怖くなってしまう事があります。障害者本人が差別用語をくり返し電話で言ってくる事に不安を感じてしまいます。 |
| 12 | 特になし。 |
| 13 | 特に無い。 |